

大町溝

発行者
山形県酒田市砂越字小形111番地
大町溝土地改良区 理事長 佐藤 良
TEL 0234-52-2350(代)
FAX 0234-52-3515
URL <http://o-machikou.info/>
Email info@o-machikou.info

謹賀新年



県指定文化財 天然記念物 山楯の大榿

おもな内容

☆理事長挨拶	2	☆農地の移動・転用手続き	7
☆平成26年度第1回臨時総代会	3	☆平成26年度視察・研修・ 校外活動等の様子	8～9
☆平成25年度決算状況	4	☆平成26年是認額一覧表／注意事項	10～11
☆お知らせ／未収賦課金の状況	5	☆総代選挙の日程等について	12～13
☆最上川下流右岸地区共同管理事業 平成25年度決算状況	6	☆お知らせ／財務状況のあらまし	14

新年にあたり



大町溝土地改良区

理事長 佐藤 良



平成二十七年の新春を迎え、組合員の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

常日頃から皆様より大町溝土地改良区の事業運営並びに農業農村整備事業推進に、特段のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

平成二十六年産米の概算払金の大幅な下落により、農家の経営が大変厳しい状況の中、当改良区の運営にご理解を頂き賦課徴収も順調に納入され、過年度の未納も着実に減ってきております。今後も役員一同個別に対応し、未収金の回収に一層努力していく所存です。

また、平成二十七年度の賦課金につきましては、無駄を省き管理費の節減に努め引き下げしたいと考えておりますので、組合員の皆様にはご協力の程よろしくお願いいたします。

二年目を迎えた最上川下流右岸地区共同管理も、大町溝、日向川

両土地改良区で協議しながら、取水時期や取水量等問題なく運営にあたることができました。

また、維持費につきましても、直営作業を増やし、無駄を省くことで管理費の軽減に努めているところとです。今後も、事務の合理化と適切な施設の維持管理を推進し、農家負担の軽減を目指し努力していくつもりです。

管内の農業用施設も老朽化が見られ、平成二十七年からストックマネジメント事業やかんがい排水事業を利用し調査計画を行い、順次施設の更新やメンテナンスを実施しまして、不慮の事故で組合員に迷惑が掛からないように対処していきたいと思っております。

平成二十六年度は、稲作に大きな影響を与える気象災害もなく収穫を迎えることができましたが、四月から七月までは少雨により末流では用水不足が生じ、仮設ポンプを設置して対応した結果、効果は大なるものでありました。平成

二十七年度からは支溝代表者制度を廃止することにより仮設ポンプを常設し、また反復利用出来るところは積極的に利用して、末端まで公平な水配分に努めて行く所存です。

国は、今までの農業政策から大きく舵を切り農業の活性化を図るため、規模も大きく競争力のある強い農業経営の育成を目指し、経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設等を打ち出してありますが、農業が有する国土保全や水源の涵養、集落機能の維持といった多面的な役割の維持・確保を図っていくという視点も大切だと考えております。

水田フル活用、TPP参加の問題、電力料金の値上げ等、農業を取り巻く情勢は依然として混沌としており、農業経営は一層厳しさを増すものと懸念されますが、農地・農業水利施設は農業の生産性向上と持続的発展に欠かせないものであり、組合員皆様の所得向上に寄与するため、適時適切な補修・整備や更新、土地改良区の運営基盤強化、組合員皆様へのサービス向上に役員一同専心努力する所存でございます。

最後に、本年も穏やかで稔り多き年となりますよう、また、組合員皆様のご健康とご多幸をご祈念申し上げます、新年のご挨拶といたします。

あけましておめでとうございます

大町溝土地改良区

理事長 佐藤 良

副理事長 伊藤 幹雄

会計係理事 平向 徳正

理事 須田 正弘

同 富樫 賢一

同 石川 巖

同 阿曾 兼太

同 田中 修一

同 高橋 文男

総括監事 齋藤 久太郎

監事 木村 隆

同 佐藤 孝喜

外職員一同



平成26年度第1回臨時総代会

平成二十六年 第1回臨時総代会開催

全議案原案どおり可決

平成26年8月26日(火)午前9時30分より平成26年度第1回臨時総代会が開催され、総代40名の内36名出席の上、庄内総合支庁産業経済部 森屋農林技監より来賓としてご臨席を賜りご祝辞を頂戴いたしました。

議長には、齋藤誠一総代が選任され、平成25年度一般会計及び特別会計収入支出決算並びに財産目録の承認、県営かんがい排水事業計画設計の実施、平成26年度補正予算等全15議案が審議され、全員賛成で可決されました。

総代会の質疑応答

25番 吉川幸吉

水利権についてお伺いいたします。春先からの好天に恵まれ、用水の需要期に入り事務局から臨時ポンプを設置して対応してもらいましたが、取水量の増量と取水時期の繰り上げの要望を署名運動を持って陳情するような体制を取って頂きたい希望がありますがいかがでしょうか。

理事長

水利権の問題については、どの土地改良区でも抱えている問題で、我々も役所、議員の先生方に要望して参りますが、一筋縄ではいかない問題でございます。まず当改良区としては、仮設ポンプを増設しながら用水には対応いたしますので、反復利用できる場所があれば皆さんから教えて頂きながら進めたいと思っております。今後、土地連庄内支部、県土連、全土連と積み上げながら要望していきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

25番 吉川幸吉

もう一点伺います。毎年臨時総代会、

3月に通常総代会を開催しておりますが、6月末か7月初旬頃に一度の総代会にならないか総代に解るように説明願えれば有り難いです。

事務局長

通常総代会については、定款に「毎事業年度1回3月とする。」と定められており、次年度の予算を中心にご審議頂いております。臨時総代会の件ですが、規約の中で決算について明記されており、通常総代会前に総代会の承認を得て下さいという内容になっております。これに基づいて3月と臨時総代会を8月に開催させて頂いております。

理事長

一度の総代会で次年度予算と前年度決算を同時にするのは無理だと思いましたが、開催時期については職員と検討してみたいと思います。

38番 齋藤 一

当地区においてV溝直播きで耕作される方が多くなり、用水を必要とする時期がずれております。今後も天気良ければ水を流すような体制、水管理人が開閉するのだとは思いますが、理事長はどの様な考えをお持ちなのか見解をお願いします。

理事長

職員には、雨の場合は末端で水路が溢れる場合もあるので、状況を見ながらポンプを止めるのはやむを得ないと申っておりますが、天気が良くなれば直ぐ流すような指示はしております。



議長 齋藤誠一 総代

ポンプの運転、停止の判断は職員が対応しておりますので、管理課長から答弁いたします。

管理課長

水稻の作付けがV溝耕作地と移植地が混在している状況ですが、土地改良区としてはかんがい用水を通水しなければならぬという責務がありますので、天気が良くなれば流す考えではあります。V溝耕作地が水系毎に面的集約ができれば移植地の耕作者も迷惑しないですむと思われしますので、可能であれば地域の中でもご検討頂ければと思います。

38番 齋藤 一

県営かんがい排水事業計画設計の実施についてお尋ねいたします。事業費の受益者負担40%は概算で600万円となっておりませんが、組合員の負担額は反当いくら位になりますか。

理事長

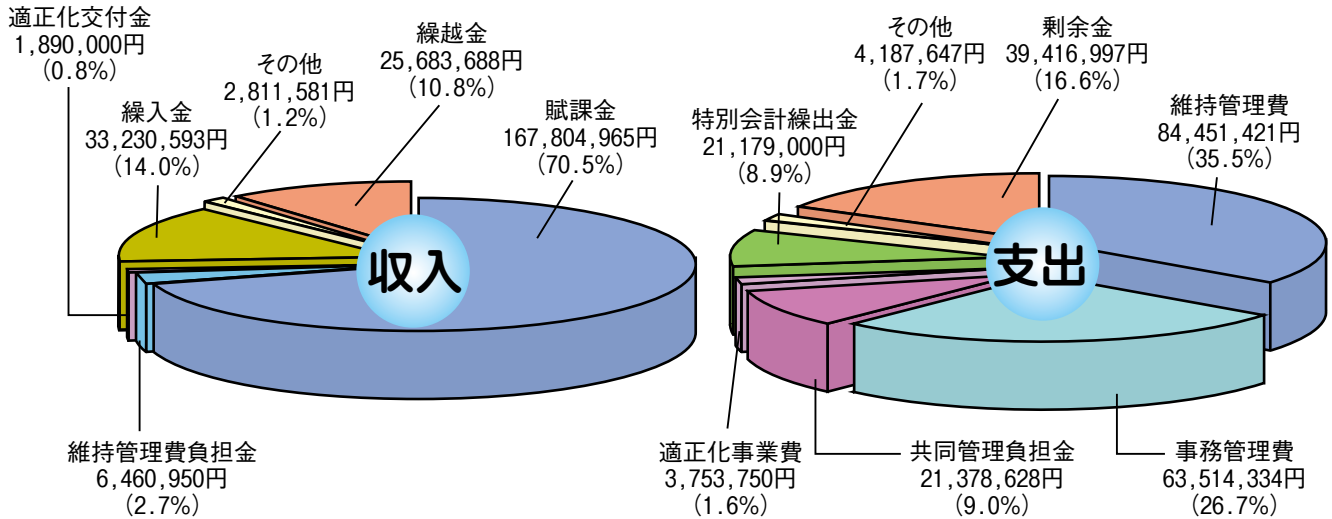
各個人の組合員には賦課はいたしません。土地改良区の積立金から支出する予定であります。これは飽くまで計画調査の費用で、事業着工の費用ではありませんのでよろしくご了解願います。

大町溝土地改良区 平成25年度決算状況

☆一般会計

収入 237,881,777円
 支出 198,464,780円
 差引額 39,416,997円

平成26年度に繰越す



☆特別会計

(単位：円)

特別会計名	収入決算額	支出決算額	差引額	備考
県営土地改良事業	330,206,333	213,010,821	117,195,512	平成26年度に繰越す
団体営土地改良事業	49,190,852	28,510,198	20,680,654	平成26年度に繰越す
担い手育成支援事業	6,646,392	6,624,000	22,392	平成26年度に繰越す
緊急支援事業	71,602,295	71,600,000	2,295	平成26年度に繰越す
役員退任慰労金積立金	4,124,453	0	4,124,453	平成26年度に繰越す
地区除外決済金積立金	98,084,298	5,097,997	92,986,301	平成26年度に繰越す
土地改良事業積立金	160,335,972	54,107,593	106,228,379	平成26年度に繰越す
職員退職給与金積立金	88,393,069	24,971,000	63,422,069	平成26年度に繰越す
準備基金積立金	73,496,139	60,704,841	12,791,298	平成26年度に繰越す

お 知 ら せ

土地改良区の運営は、すべて受益地の農地からいただく賦課金によってまかなわれています。また、ほ場整備事業等の償還金は債務返済のための資金であり、未収金が発生すると、ほ場整備を行った地区全体に大変な迷惑がかかるとともに、賦課金の徴収率にも影響しますので、必ず期限内に納入して下さい。なお、個別の案件では、国税徴収法の例により農地を処分し未納を解消する事例も発生しています。

未収金が発生した場合、土地改良区として個別に対応を行っております。対象者が農地の処分を希望する場合、農業委員会等と連携し処分を進めています。

平成22年度より期限内完納団体表彰は、一般会計賦課金1期、2期と償還関係賦課金の全てを納期限内に完納となった場合に対象となっています。

組合員の皆様には今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

農地の拡大を考えておられる方は、大町溝土地改良区 ☎52-2350 会計課 まで連絡願います。

一般会計・各地区償還関係 未収賦課金の状況

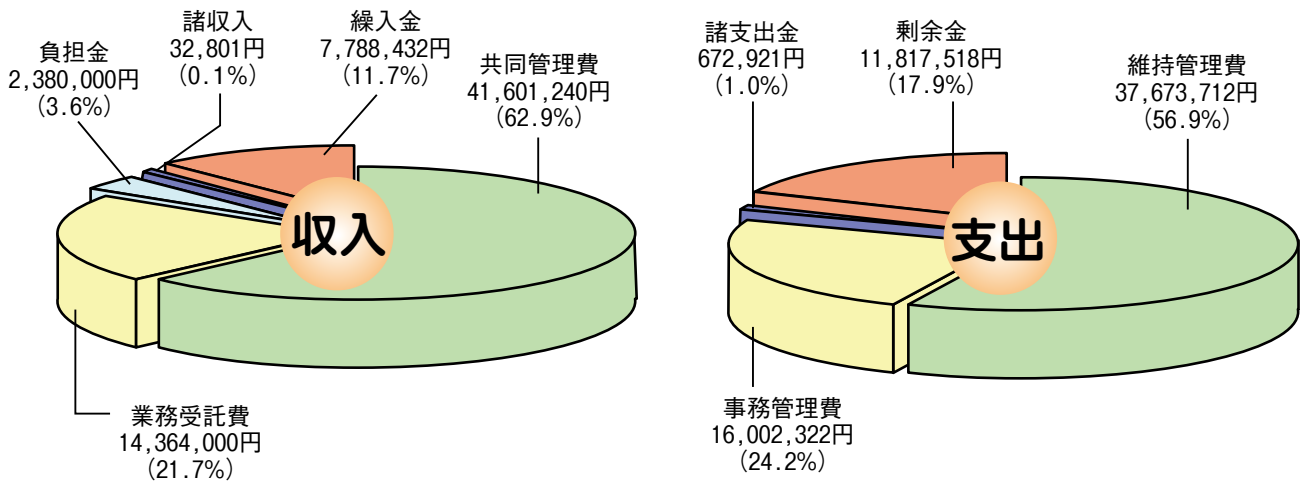
(単位：円)

賦課種別	未収賦課金		前年対比額
	平成25年度決算 (平成26年5月31日現在)	平成24年度決算 (平成25年5月31日現在)	
一般会計賦課金	1,380,305	1,708,501	-328,196
団体営事業			
南田沢第二地区 償還賦課金	0	0	0
上郷溝地区 償還賦課金	0	0	0
石名坂地区 償還賦課金	0	0	0
山寺地区 償還賦課金	657,869	752,132	-94,263
飛鳥地区 償還賦課金	0	0	0
県営事業			
飛鳥地区排水対策 償還賦課金	0	0	0
内郷地区 償還賦課金	166,897	766,419	-599,522
山元地区 償還賦課金	0	0	0
南平田地区 償還賦課金	0	0	0
西平田地区 償還賦課金	509,069	728,966	-219,897
中平田南地区 償還賦課金	0	0	0
大正溝地区 償還賦課金	570,216	978,906	-408,690
砂越地区 償還賦課金	67,366	693,671	-626,305
中平田西地区 償還賦課金	0	0	0
飛鳥砂越地区 償還賦課金	0	0	0
計	3,351,722	5,628,595	-2,276,873
平成26年12月15日現在 未収賦課金計	2,720,276	平成26年度の未収賦課金も含む。	

最上川下流右岸地区共同管理事業 平成25年度決算状況

☆特別会計

収入 66,166,473円
 支出 54,348,955円
 差引額 11,817,518円 平成26年度に繰越す



☆その他の特別会計

(単位：円)

特別会計名	収入決算額	支出決算額	差引額	備考
最上川下流右岸地区 共同管理積立金	48,785,951	3,500,000	45,285,951	平成26年度に繰越す
最上川下流右岸地区 共同管理財産積立金	20,386,459	0	20,386,459	平成26年度に繰越す

☆最上川下流右岸地区共同管理受益面積の現状

項目	大町溝土地改良区	日向川土地改良区	合計
地区総面積	2,939.6ha	5,591.0ha	8,530.6ha
内 共同管理面積	2,793.2ha	3,442.9ha	6,236.1ha
組合員数	1,422人	3,376人	4,798人
内 共同管理関係組合員数	1,318人	1,582人	2,900人

＝農地の移動・転用は忘れずに届出下さい＝

相続による名義変更後も届出が必要となります

◎大町溝では、賦課金算出の基となる面積を毎年2月末日現在で決定しております。平成27年度の賦課面積移動の届け出は2月27日(金)までとなっており、農地の権利等に移動があったときは組合員自ら土地改良区に届出していただくことになっております。公共事業による農地の買収または、農地を転用等する場合も速やかに大町溝に届出をしていただくようお願いいたします。心当たりのある方は、忘れずに届出下さい。また、届出に必要な下記書類を持参のうえ、変更の手続きをしていただくようお願いいたします。

なお、農業委員会や農協・農業共済組合の手続きだけでは大町溝の面積は変わりませんので「必ず届出」をお願いします。

各様式は大町溝土地改良区のホームページ (<http://o-machikou.info/>) より印刷できます。

☆所有権、耕作権等の変更の場合の手続き

所有権移転		使用収益権移転	
売買・贈与・交換	相 続	後継者移譲(使用貸借) 農業経営者変更貸借	資格喪失(解約)
①新現資格者双方の印鑑 ②から⑤のいずれかの書類の写しを添付 ②農業委員会長の確認印 または 土地登記簿謄本 (法務局より) ③土地権利書 ④農地法第3条許可書 (農業委員会より) ⑤農用地利用集積計画書の許可書(農業委員会より)	①新資格者の印鑑 ※死亡年月日を明記 (現資格者の印は不要) (②または③の書類の写しを添付する場合があります。) ②土地登記簿謄本 (法務局より) ③土地権利書	①新現資格者双方の印鑑 ②または③の書類の写しを添付 ②農業委員会長の確認印 または 農地法第3条許可書 (農業委員会より) ③農用地利用集積計画書の許可書 (農業委員会より)	①新現資格者双方の印鑑 ②農業委員会長の確認印 または 農地法第18条の確認通知書(合意解約)の写しを添付 (農業委員会より)
<p>※各種手続きの際に、賦課金引落とし口座の確認可能な書面を持参下さい。</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所が変更となった場合は、住所変更届の提出が必要。 ・賦課金引落とし口座の変更の場合は、貯金口座振替(変更)依頼書(通帳印が必要)の提出が必要。 ・農地の分合筆した場合もお知らせ下さい。 			

☆農地を転用(農地転用等の通知)する場合の手続き

※農地転用に際しては、事前に農業振興地域からの除外手続きが必要となります。

手続き原因 項目 必要書類	農地法第4条転用 (自己所有地を地目変更)	農地法第5条転用 (自己所有地以外を地目変更)	公共事業買収に伴う転用
通知書への記載事項	転用組合員名・印鑑 地区総代の署名・捺印	転用組合員名(現在の組合員)・印鑑 転用関係者名(新たな取得予定者)・印鑑 地区総代の署名・捺印	転用組合員からの申し出
位置図	○	○	
公図(写し)	○	○	丈量図
登記簿謄本	○	○	地積計算書
その他			事業概要書
	↓ 除外協定後、決済金を納入し意見書の交付を受け、地区除外となる。 ↓ 意見書を農業委員会に提出し転用の手続きを取る。		除外協定後、決済金を納入し地区除外となる。

平成26年度 視察・研修・校外活動等の様子

- コミュニティ活動 農地・水・環境保全活動(2014.7.27)
「水の旅」(郡鏡・山谷コミュニティ振興会 郡鏡地域農地・水・環境保全組織)



水路に住む生き物学習と魚のつかみ取り「たくさんつかまえたかな?」

- 農業体験学習
酒田市内 各小学校5年生田植え(2014.5.19) 酒田市立松山小学校稲刈り(2014.10.9)



若浜小学校



松陵小学校



浜田小学校



富士見小学校



松山小学校(田植え)



松山小学校(稲刈り)

- 視察
・ 砂越緑町サロン(2014.5.23) ・ JA庄内みどり 神奈川大学生協(2014.9.11)



草薙頭首工・大町溝資料館・中央管理所等の視察

● 校外学習(2014.8.27) 酒田市立松原小学校 4年生



草薙頭首工管理所の説明(戸沢村)



全体での説明(大町溝事務所)



区域図パネルの説明(大町溝事務所)



4年1組の皆さん



4年2組の皆さん



4年3組の皆さん

● 小牧川に関する総合学習(2014.10.2) 酒田市立松原小学校 4年生



網を使った魚の捕獲の様子



捕まえた魚の生態学習

その他多くの団体より視察研修いただきました。掲載の写真については、大町溝土地改良区ホームページよりご覧いただけます。URL：<http://www.o-machikou.info/>

☎ 学校やコミュニティ振興会及び自治会研修活動の場として活用下さい。

★問い合わせ 大町溝土地改良区 総務課 庶務係 ☎52-2350

庄内管内土地改良区職員研修会で意見発表



平成26年10月20日、職員の意識向上を目的に庄内管内土地改良区職員研修会が開催され、当土地改良区職員が近年重点的に進められた下記の5つの取り組みについて意見発表しました。

1. 職員の意識改革
2. 滞納賦課金ゼロへの取り組み
3. 省エネルギー事務所へのリフォーム
4. 除草作業を外注から直営へ
5. 用水の反復利用の推進

平成26年 大町溝土地改良区賦課金 是認額一覧表

重要

科 目	工 区 等	10a当り賦課金(円)	是認割合	是認額(円)
一般会計		5,750	100.0%	5,750
県営特別会計	飛鳥地区排水対策	※平成24年度で償還が完了のため是認額は該当なし		
	内郷地区	2,220	100.0%	2,220
	山元地区	※今年度は賦課金の徴収が無く是認額は該当なし		
	中平田東地区	※平成23年度で償還が完了のため是認額は該当なし		
	同 (H19繰上償還分)	4,816	100.0%	4,816
	南平田地区	※今年度は賦課金の徴収が無く是認額は該当なし		
	同 (H17繰上償還分)	6,670	100.0%	6,670
	西平田地区	田 6,820	100.0%	6,820
	同	畑 4,090	100.0%	4,090
	同 (H19繰上償還分)	田 9,672	100.0%	9,672
	同 (H19繰上償還分)	畑 5,803	100.0%	5,803
	中平田南地区	田 12,360	80.9%	10,000
	同	畑 7,420	100.0%	7,420
	同 (H19繰上償還分)	田 9,060	100.0%	9,060
	同 (H19繰上償還分)	畑 5,436	100.0%	5,436
	大正溝地区	13,150	76.1%	10,000
	砂越地区	田 11,395	87.8%	10,000
	同	畑 6,840	100.0%	6,840
	同 (茨野新田H10繰上償還分)	9,135	100.0%	9,135
	同 (H12繰上償還分)	田 8,846	100.0%	8,846
	同 (H12繰上償還分)	畑 5,307	100.0%	5,307
	同 (H19繰上償還分)	田 9,514	100.0%	9,514
	同 (H19繰上償還分)	畑 5,709	100.0%	5,709
	中平田西地区	8,125	100.0%	8,125
	同 (H14繰上償還分)	7,553	100.0%	7,553
	飛鳥砂越地区	※平成25年度で償還が完了のため是認額は該当なし		
檜橋地区 (H9繰上償還分)	5,224	100.0%	5,224	
団体営特別会計	南田沢第二地区	540	100.0%	540
	飛鳥地区	5,165	100.0%	5,165
	山寺地区	10,240	97.7%	10,000
	上郷溝地区	※今年度は賦課金の徴収が無く是認額は該当なし		
	石名坂地区	※今年度は賦課金の徴収が無く是認額は該当なし		

是認額一覧表は確定申告時に必要となります。

各地区是認額についての注意事項

- 10a当たりの賦課金が 10,000円未満の地区は全額
- 10a当たりの賦課金が 10,000円以上の地区は、必要経費の試算により最低でも10,000円

※詳しい内容の問い合わせ先：大町溝土地改良区 会計課 財務係 まで ☎52-2350

大町溝土地改良区のホームページ(<http://o-machikou.info/>)にも掲載されておりますので活用下さい。

☆是認額について

土地改良区に納付した賦課金については確定申告に際し、全額必要経費として認められる性質のものではありません。

一定の是認(ぜにん)割合で掛けた是認額が必要経費として認定されることとなっております。

☆是認割合の算定

“ほ場整備の実施により農地の価値が上がった分を個人の**永久資産**ととらえ、農業経費としては認められない。”

という税務上の判断から、工事費の中からその**永久資産経費**を除き、工事費に対する繰延資産取得率（事業費全体の中で道水路工事費等の占める割合）をほ場整備実施地区毎に算定し、計算した金額が是認額となっております。

☆是認額の計算式

(賦課額より維持管理費を除いた額×繰延資産取得率(注1)) + 維持管理費(注2) = 地区是認額

地区是認額 ÷ 地区面積 = 10a当たり是認額

繰延資産取得率 $C+C' / A = C / D$

事業費（取得費）の内訳			
B	C	B'	C'
永久資産	繰延資産	共通経費	
整地工 用地補償 換地費	用排水工 道路工 暗渠排水 客土工 営繕費	工事雑費 測量試験費 事務費	
← D →			
← A →			

注1・・・繰延資産取得率とは、事業費全体の中で道水路工事費等の占める割合です。

注2・・・維持管理費とは、賦課事務費と当年の償還利子額を合わせた額です。

税務署からの
お知らせ

自宅からネットが便利
申告・納税



確定申告は便利なe-Taxで

- 自宅からネットで申告
- 添付書類の提出省略
- 還付がスピーディー
- 確定申告期間中は24時間受付

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください

www.e-tax.nta.go.jp

総代選挙の日程等について

平成27年2月3日任期満了による次期総代選挙の日程が
平成27年1月19日(月)告示、同年1月26日(月)投票と決まりました

1.立候補予定者説明会

立候補の届け出場所が酒田市選挙管理委員会1カ所のため立候補が集中することが予想されます。立候補届の混乱を避けるため事前に立候補予定者説明会を下記の日程で開催いたしますので、必ず出席していただくようお願いいたします。なお、都合により本人が出席できない場合は、代理の方でもかまいませんので、必ず出席くださるようお願いいたします。

また、立候補予定者説明会当日に、届け出に添付する「**大町溝土地改良区組合員の証明**」を取得していただくように合わせてお願いいたします。

- (1) 開催日時 平成27年1月13日(火) 午後1時30分から
- (2) 開催場所 大町溝土地改良区事務所 会議室
- (3) 持参するもの **認め印** (大町溝土地改良区組合員の証明に必要)

2.立候補の届け出

- (1) 届け出の期間 平成27年1月19日(月)から
平成27年1月20日(火)まで 2日間 午前8時30分から午後5時まで
- (2) 届け出の場所 第1選挙区 } 酒田市選挙管理委員会
第2選挙区 } 酒田市役所中町庁舎3階 酒田市中町一丁目4番10号
第3選挙区 } (旧 庄内情報プラザ)
- (3) 届け出の注意 立候補届け出をする組合員は、**印鑑を持参し事前に大町溝土地改良区から組合員である証明を受け、その証明書を添付して立候補の届け出**を行って下さい。

3.投票の日時及び場所

- (1) 日 時 平成27年1月26日(月) 午前9時～午後2時まで
- (2) 場 所

選挙区	投票区	投票所名称	投票所の所在
第1選挙区	第1投票区	酒田市平田農村環境改善センター	酒田市飛鳥字契約場70-1
	第2投票区	酒田市東平田コミュニティ防災センター	酒田市生石字登路田8の1
第2選挙区	第1投票区	酒田市中平田コミュニティセンター	酒田市熊手島字中福島66
	第2投票区	酒田市東禅寺コミュニティ防災センター	酒田市みずほ二丁目8-7
第3選挙区	第1投票区	酒田市南部コミュニティセンター	酒田市地見興屋字前割9の4
	第2投票区	酒田市山寺コミュニティセンター	酒田市山寺字見初沢165
	第3投票区	酒田市内郷コミュニティセンター	酒田市相沢字鶴牧56

※総代の立候補が、選挙区毎に定数以内であれば投票は行われません。

4.選挙区と総代の定数

選挙区別	投票区別	投票区 の 区 域	総代数
第1選挙区	第1投票区	酒田市 山谷・山谷新田・檜橋・山楯・中野目・郡山・桜林・桜林興野・石橋・天神堂・泉興野・堀野内・三之宮・飛鳥・砂越・北俣 東田川郡庄内町 榎木	15名
	第2投票区	酒田市 生石・北沢	
第2選挙区	第1投票区	酒田市 手蔵田・熊野田・中野新田・勝保関・大野新田・小牧・茨野新田・小牧新田・古荒新田・土崎・本川・大多新田・熊手島・漆曾根	14名
	第2投票区	酒田市 大町・遊摺部・大宮・字仁助谷地・字鷺谷地・字扇谷地・四ツ興野・大宮町三丁目	
第3選挙区	第1投票区	酒田市 成興野・大川渡・地見興屋・臼ヶ沢・大沼新田	13名
	第2投票区	酒田市 山寺・字本町・字金谷・字山田・字西田 東田川郡庄内町 古関	
	第3投票区	酒田市 土淵・茗ヶ沢・上餅山・上北目・中北目・小見・下餅山・引地・竹田・中牧田・相沢・石名坂・田沢	
計			42名

5.日程

月 日	内 容	備 考
1月13日(火) 午後1時30分～	総代立候補予定者説明会	大町溝土地改良区事務所 ☎0234-52-2350
1月19日(月) 午前8時30分～午後5時まで	総代立候補届け出	酒田市選挙管理委員会 ☎0234-26-5765 (酒田市役所中町庁舎3階 酒田市中町一丁目4番10号)
1月20日(火) 午前8時30分～午後5時まで		
1月26日(月) 午前9時～午後2時まで	総代選挙投票	各選挙区投票区別投票所
1月27日(火)	当選人に対し当選通知	
1月28日(水) 午後2時～	当選証書付与式	大町溝土地改良区事務所
2月3日(火)	現総代の任期満了	
2月4日(水)	新総代就任	
2月中旬	新総代による臨時総代会開催	

お 知 ら せ

支溝代表者制度の廃止について

土地改良区設立当初より続いてきました支溝代表者制度は、国営かんがい排水事業、ほ場整備事業の完成、更には最上川さみだれ大堰の稼働による安定した取水により、今期をもって廃止する方向で進められております。

今まで 35名の支溝代表者の皆様より水利に関する連絡も行っていただいておりますが、今後は地元管理組織の意向を確認の上、各集落生産組織に直接連絡を行うことにより連絡体系の確立を図りたいと考えておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

県営かんがい排水事業（田沢川・上堰第2地区）調査設計の実施

老朽化した田沢川、田沢川第2揚水機場、田沢川河床低下に伴う取水口改良等の田沢川揚水機場の全面的な改修、上堰第2幹線トンネル送水管の移設について平成 27年度から2ヶ年調査設計を行い、その後工事を実施する予定となっております。

柳沢地区 農村地域防災減災事業の実施

柳沢地区の溜池は経年により老朽化し施設機能の低下がみられます。更に、近年多発している集中豪雨時の隣接集落の人命、人家、道路、下流の溜池を含めた農業施設等の災害防止のために平成 27年度から県営事業として溜池等の改修工事が実施されます。

財務状況のあらまし

☆長期借入金の状況

※年度当初の借入実績であり、償還計画については5月号をご覧ください。

事業名	未償還元金 (千円)	償還終了年度	事業名	未償還元金 (千円)	償還終了年度
南田沢第二地区かんがい排水事業	95	H26	砂越地区ほ場整備事業	110,194	H35
山寺地区区画整理事業	6,456	H28	中平田西地区ほ場整備事業	56,208	H31
中平田南地区ほ場整備事業	157,579	H32			
大正溝地区ほ場整備事業	124,984	H33	合 計	455,516	

☆平準化事業資金借入金の状況

※年度当初の借入実績であり、償還計画については5月号をご覧ください。

事業名	未償還元金 (千円)	償還終了年度	事業名	未償還元金 (千円)	償還終了年度
上郷溝地区区画整理事業	8,940	H28	南平田地区ほ場整備事業	17,720	H30
石名坂地区区画整理事業	2,180	H28	西平田地区ほ場整備事業	126,320	H35
飛鳥地区区画整理事業	14,670	H33	中平田南地区ほ場整備事業	7,320	H35
山寺地区区画整理事業	27,620	H34	大正溝地区ほ場整備事業	1,970	H30
内郷地区ほ場整備事業	58,670	H31			
山元地区ほ場整備事業	30,600	H30	合 計	296,010	

☆区有財産の状況

◎土地(宅地) 4,457.36㎡ 	◎土地(山林等) 393,664.16㎡ 	◎土地改良施設 20,631.24㎡ 	◎建物(面積) 876.18㎡ 	◎自動車 3台 	◎バイク・スクーター 3台 	◎トラクター 2台 	◎有価証券 出資金 1,353,500円
--------------------------	-----------------------------	---------------------------	------------------------	----------------	----------------------	------------------	----------------------------